

老舗庶民金融機関のビジネス・モデル変容と 頭取の「虚業家」的性格

—破綻行・共栄貯金銀行頭取小出熊吉を中心として—

小 川 功

はじめに

前稿¹⁾で「印紙魔」津下精一を、一種のベンチャー・ファンド的存在としての側面から概要の紹介を試みたが、本稿は各論の一つとして、津下の100口近い投融資先の中から小出熊吉という人物の「虚業家」²⁾的性格を取り上げたい。小出が頭取を勤める共栄貯金銀行は老舗の営業無尽から貯蓄銀行に転じた業界の上位行の一つであったが、大正後期には業績が低迷を続け、金融恐慌さなかの昭和2年4月破産宣告を受けた。貯蓄銀行として上位にある歴とした銀行の現職頭取が三等郵便局長たる個人から15万円もの巨額の資金を借り入れる行為そのものが異常というほかはないが、当初は庶民金融機関として一応のビジネス・モデル³⁾を確立し、相応の評価も受けてきた貯蓄銀行が何故に変容して行き、虚構性を増して遂に破綻するに至ったのかを限られた情報⁴⁾から可能な限

1)「印紙魔」津下精一は拙稿「大正バブル期の泡沫事業への擬制“投資ファンド”とリスク管理—“印紙魔”三等郵便局長の「虚業家」ネット・ワークを中心に—」『彦根論叢』第364号、平成19年1月、参照。

2)「虚業家」は拙稿「企業家と虚業家」『企業家研究』第2号、企業家研究フォーラム、平成17年6月、参照。

3)本稿は平成18年8月31日地方金融史研究会夏期合宿において「大正期破綻銀行のリスク選好と『虚業家』—ビジネス・モデルの虚構性検証をめぐって—」として報告したものの一部分に加筆したもので、科学研究費補助金「金融ビジネス・モデルの変遷」(基盤研究B、課題番号17330079、代表者斎藤憲氏)の研究成果の一部である。

4)共栄貯金銀行の破産手続を実施した破産管財人が昭和4年4月26日作成した『株式会社共栄貯金銀行破産管財事務報告』は現時点で入手し得た最も信頼性の高い資料の一つであるが、残念ながら破綻までの経緯、破綻原因にはほとんど言及されていない。したがって当時の同行大口預金者クラスでさえも真相は把握できなかったものと思われる。

り明らかにしていきたい。昭和2年3月破綻し、金融恐慌のトリガーとなった東京渡辺銀行⁵⁾の場合と同様に、ハイ・リスクを選好する頭取等が高利金融業者に翻弄・蹂躪された節が多分に窺えるなど、「虚業家」的性格を有する人物を頭取等に迎えるリスクを具体的に示したものと考えられる。なお新聞雑誌・会社録等の頻出資料は略号⁶⁾で本文中に示すとともに、大正の元号は原則省略した。

I. 共栄貯金銀行のビジネス・モデル

1. 共栄貯金銀行の沿革

共栄貯金は明治33年2月無尽営業を目的として千代田町一番地に開業、明治34年7月「故戸田喜三郎氏を始め、現重役諸氏が下級金融機関として中産以下に対し大に資金融通の途を開き、併て勤儉貯蓄の美風を奨励し、国利民福に資せんとの目的」(幹部, p102)で、資本金1万円の合資会社を設立した。同社は大和会、勸業商会等に先立つ最初の営業無尽会社⁷⁾であったとされる。

明治39年12月資本金10万円、払込2.5万円の共栄貯金株式会社に組織変更、本店を神田区西今川町1に置き、全国枢要の地に二十余ヶ所の支店を設置(幹部, p102)、社長小林朔平(埼玉県比企郡小見野村)、常務戸田喜三郎(牛込区北町)、中山増次郎⁸⁾、取締役戸島寅吉、杉浦一郎⁹⁾、山口仲蔵、監査役堀田猪

5) 拙著『企業破綻と金融破綻—負の連鎖とリスク増幅のメカニズム—』, 九州大学出版会, 平成14年3月, 第2部参照。

6) (新聞)読売...読売新聞, 法律...法律新聞, 内報...『帝国興信所内報』, 東日...東京日日新聞, 大毎...大阪毎日新聞, 大朝...大阪朝日新聞, 河北...河北新報, 九州...九州日報, 福日...福岡日日新聞, 佐賀...佐賀新聞/(雑誌)東経...東京経済雑誌, B...銀行通信録/(会社録)要...『銀行会社要録』東京興信所, 人...『人事興信録第五版』人事興信所, 大正7年, 帝...『帝国銀行会社要録』帝国興信所, 紳...交詢社『日本紳士録』交詢社, 帝信...『帝国信用録』帝国興信所, 通覧...農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在/(資料)期数で表示...共栄貯金銀行『営業報告書』, 管財...『株式会社共栄貯金銀行破産管財事務報告』破産管財人, 昭和4年4月26日, 幹部...丹羽錠三郎『銀行会社と其幹部』東京経済記者協会倶楽部, 大正7年, 貯銀...『本邦貯蓄銀行史』昭和44年, 変遷...『本邦銀行変遷史』銀行図書館, 平成10年, 質問...田中万逸代議士「質問主意書」, 事件...村山久雄編『津下事件の裏面に伏在せる薩派及政友会一味の醜怪事実』大正10年

7) 渡辺徳太郎「無尽の起源及東京に於ける其発達」『無尽通信』5巻1号, 昭和6年1月, p40, 貯銀, p136。

之吉、石井兼次郎、小出熊吉（後述）であった。（要 M40, p402）

大正元年資本金を100万円に増資し、2年11月13、14日には「全国各支店代理店事務主任四十余名を本社に招集し、業務の統一並に打合せに関して主任会議を開」（T2 .11 .16読売）くなど、明治44年に進出した北海道を含めた全国的な無尽業者として活動していた。

2. ビジネス・モデルの確立

貯蓄銀行条例の改正案は明治32年11月以来、3度にわたって議会上に上程されたが、いずれも実現せず、ようやく大正4年6月20年ぶりに改正された。その骨子は定期積金と据置貯金¹⁰⁾を貯蓄銀行の業務に追加するとともに、貯蓄銀行以外のものが営むことを禁止するもので、改正後の貯蓄銀行条例第一条第二

8) 中山増次郎(京橋区松屋町1-1)は三重県出身、「嘗って大阪に紙問屋を営みし事あり、商機を捕ふるに巧み」(幹部, p103), 明治34年共栄貯金創立に携わり、明治39年12月時点で共栄貯金株式会社常務(要 M40, p402), 共栄貯金銀行常務, 共栄貯金銀行取締役のみ(要 T9 役中, p106), 共栄貯金銀行常務, 関東絹毛紡織取締役, 八丈島興業監査役(要 T10 役中, p138), 皇国銀行監査役410株主, 共栄貯金銀行取締役835株主(20期, T13/6), 関東絹毛紡織取締役(要 T11, p131), 八丈島興業監査役(要 T11, p28), 大正14年8月4日取締役辞任(23期, T14/12, p8)

9) 杉浦一郎(渋谷町上渋谷54/小石川区戸崎町12)は明治4年東京生れ、内国通運に20余年勤務後、明治34年共栄貯金創立に携わり共栄貯金銀行常務・福井支店長(幹部, p103), 他に兼務なし(要 T9 役下, p205), 共栄貯金銀行200株主(20期, T13/6), 青島海運各取締役, 八丈島興業監査役(要 T10 役下, p307), 関東絹毛紡織筆頭取締役(要 T11, p131), 八丈島興業監査役(要 T11, p28), 大正14年8月18日共栄貯金銀行監査役辞任(23期, T14/12, p8), 皇国銀行旧株150株主(皇国銀行25期, T13 6, p2)

10) 定期積金は貯蓄銀行条例の第1条第2項3号に規定された「期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ為スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ回数ニ預金ヲ受入ルル」タイプの長期性貯金であった。定期積金は「先づ一定の金額を給付すると云ふことを約束」するので「利子計算ではない」(貯銀, p135)と条例審議の際に政府委員から説明されている。定期積金では中途解約を原則として認めない(貯銀, p137)という難点があり、この不便を克服するため「掛込金の範囲内での貸付は...以前から外務員により便宜行なわれていた」(貯銀, p137)とされる。大正元年9月に5年ものの月掛貯金を開始した不動貯金銀行は、上記の外務員による便法を制度化し2年9月満期支払額を限度に貸付ける「特別貸金」制度を開始したのが中途貸出制度の初期事例とされる。(貯銀, p137)「金が入用の時は簡単に融通してくれ」(貯銀, p137)として、不動貯金銀行が4年預金高で業界首位に躍進する原動力の一つとなった。(貯銀, p298)不動貯金銀行の発展に刺激を受けて、「恐慌によって信用を落した弱小な銀行や貯蓄銀行などが預金を集めるためには、集金という制度を利用して、掛金を集めることが必要」(貯銀, p138)となり、定期積金業務が急速に発達してきた。

項は定期積金、据置貯金を「営ム者ハ貯蓄銀行ノ業ヲ営ムモノト為シ、此条例ニ依ラシム」とした。3年10月末では定期積金（据置貯金を含む）業務を取扱う金融機関としては普通銀行76、貯蓄銀行254、無尽業など銀行類似会社96社がこれらの業務を営業中で、契約口数84.3万、契約高120.8百万円、残高2,020余万円であった。（貯銀、p131）

同時に制定される無尽業法の内容も既存の無尽業者にとって過酷なものであったため、大手の無尽業者たる共栄貯金は貯蓄銀行条例に準拠しつつ、従前の定期積金業務を継続できる新たなビジネス・モデルの確立を目指した。すなわち共栄貯金は「中産階級以下の金融機関として比較的長足の進歩を告げしが、貯蓄銀行条例に抵触する処ありとて東京商事銀行を買収」（T10.4.19内報）し、傘下に収めた破産手続中の東京商事銀行¹¹⁾を3年8月1日まず共栄貯金銀行と改称した（変遷、p198）上で、新しい共栄貯金銀行が、「大正三年十月共栄貯金株式会社と合併」¹²⁾した。この結果、「組織を変更して現時の共栄貯金銀行に革め、同時に一新生面を拓き」（幹部、p102）、本店を東京市神田区千代田町29、資本金100万円、支店数は35、新役員は専務戸田喜三郎、常務小出熊吉、杉浦一郎、中山増次郎、酒井利吉、小出好太郎、星野虎吉、監査役石井彦治、坂本善重となった。（T3.10.29読売 広告）共栄貯金銀行名での改称広告の中で「今回共栄貯金株式会社は本行と合併し、従来の通り、至便なる信用貸付と利益配当の貯金を主とし、其他銀行一般の業務を懇切に取扱可候」（T3.10.29読売 広告）と、あくまで旧共栄貯金側の主体性を強調した。

同行の新しい営業科目は定期積金、普通預金、小口当座預金、「其他銀行一般の業務に従事すと雖も主として定期積金を奨励するを以て目的とす」¹³⁾と自

11) 明治33年3月27日東京商事銀行として東京市日本橋区横山町3-12に資本金20万円、払込5万円で設立、明治33年10月ごろ東京商事銀行支払停止（M33.10東経）、明治39年の取締役原猪作、鈴木重明、山口武次郎、監査役青木輔清（要M40、p96）、明治40年破産決定、大正3年破産宣告後に協賛契約により復活した。（変遷、p536）同様な銀行として大正3年6月16日千葉の報国貯蓄銀行が破産宣告後、協賛契約により復活、王子貯蓄銀行へ改称した例（変遷、p721、p88）、大正3年8月神戸地裁で破産宣告を受けたが4年10月協賛契約が成立し、債務を株式化した（能勢電気軌道『風雪六十年』昭和45年、p42）企業の例がある。

12) 17) 22) 長坂金雄編『大日本銀行会社沿革史』大正8年、東都通信社、p72

称したように、あくまで従来路線にそって、貯蓄奨励のための積立金配当を謳った定期積金に主力をおいて募集し、4年末では北海道だけで積金預金51万円（うち札幌支店約10万円）を擁していた¹⁴⁾。

貯蓄銀行条例の改正に先立って4年1月15日認可された「株式会社共栄貯金銀行定款」では同行の目的は「一般銀行事業及貯蓄銀行事業」（第一条）、本店は東京市、支店は30、「尚業務ノ拡張ニ従ヒ支店出張所又ハ代理店ヲ設クル事ヲ得」（第三条）、営業は「一、諸預り金。一、普通貯金、定期積金及据置貯金...」（第二十四条）となっていた。

同行に特徴的な定款の規定としては「第四十条 毎決算期ノ株主配当金八朱以上ヲ為シ得ルトキハ、其超過額ノ二分ノ一ヲ株主増加配当ニ、其二分ノ一ヲ貯蓄奨励準備金トシテ控除ス」

「第四十一条 貯金者ニシテ本行所定ノ定期積金ヲ遅滞ナク蓄積シテ定額ニ達セシメタルトキハ、前決算期ノ貯金総額ニ比例シ、前条積立金ヲ配当スヘキモノトス」というものであった。定款第41条に規定した「利益配当付定期貯金」のビジネス・モデルは不動貯金銀行¹⁵⁾の不動貯金者に配当した制度や、後年の相互貯蓄銀行¹⁶⁾に先立つ定期積金の顧客への「利益配当付の貯金」（T3.10.29読売 広告）として大いに宣伝に努め、「他に類例なき同行独特のものにて、上流に大に歓迎さるるに至り、行運逐日隆昌を来しつつあり」（幹部、p102）と主力商品の座を確立し、「多々益々発展して今や理想的の庶民銀行として斯界の牛耳を執るに至れる」（幹部、p102）とまで自画自賛する契機ともなった。

13) 14) 金子郡平・金子信尚『北海道会社大商店辞書』大正5年、p4

15) 不動貯金銀行は大正10年12月創立21年を記念して「今後は貯金者にも每期株主配当と同額の利益配当をなす事に定款を改め、其配当方法は毎決算期間中満期となりし不動貯金者に配当する事と為し、其旨公表した」（T10.12.30内報）ため「申込著しく増加」（T11.2.1内報）した。不動貯金銀行は浅井良夫「不動貯金銀行の発展構造」『一橋論叢』第85巻第1号、昭和56年1月などを参照。

16) 我国で最初に相互主義を標榜し、大正11年3月1日開業した第一相互貯蓄銀行は「純利益の十分の八は預金者に配当し、残る十分の二を以て株主の配当となす」仕組を「当行独特の考案に係るものにして我邦に於ては当行を以て斯業の元祖となす」（『一九二四年に於ける大日本人物史』大正13年、た p26）とした。また後続の日本相互貯蓄銀行も「株主配当を年六分に止め、残りの剰余利益金の十分の七以上を預金者へ利益配当として預入高に応じ分配する仕組」（T14.1.20B）で大正14年1月開業した。

たとえば5年1月27日の定期総会では当期純益金37,301.4円を準備積立金5,000円、別途積立金3,000円、役員賞与金3,000円、株主配当金16,250円と並んで貯蓄奨励準備金への3,250円の分配を可決(T5.1.28読売),5年7月26日総会でも全く同様に貯蓄奨励準備金3,250円の分配を可決した。(T5.7.27読売)

また行内で通称「丙貸」と呼ぶ「積金ノ範囲内ニ於テ其幾割カラ貸付ケタルモノ」,「丁貸」と呼ぶ「預金者積金者ニ対シ、其預金積金ヲ担保トシテ貸付ヲ為スモノ」(管財,p4)とする簡便な預金者貸付が制度化されていた。これら「至便なる信用貸付と利益配当付の貯金」(T3.10.29読売 広告)のビジネス・モデルが行名に謳った「共栄貯金」の所以でもあろう。

同行は貯蓄銀行条例改正を見越し、早目に対処してビジネス・モデルを確立したものと考えたのであろうが、どうやら万全ではなかった。5年1月1日から施行された改正貯蓄銀行条例により、同行の最大の売り物である「定期積金者に対する給付補填金を制限せられ、自然収益の減殺を免れざる事となり」(T10.4.19内報),以後も大きな制約条件として作用した。4年末では本店を東京市神田区千代田町29,全国に支店30余,代理店50余,明治44年に進出した北海道には函館,小樽,札幌,旭川に4支店,東北には会津若松,福島,仙台,盛岡,米沢,秋田,弘前,青森の8支店,中部には静岡,敦賀,福井,金沢,富山,長岡の6支店,近畿には大津,京都,大阪,和歌山,神戸の5支店,中国四国には岡山,広島,松山,下関,愛媛の5支店,九州には門司,小倉,若松,福岡,佐賀,長崎,久留米,熊本の8支店という具合に,全国各地に比較的バランス良く36支店を配置していた¹⁷⁾。

5年7月中心人物の専務戸田喜三郎が死亡し,重役陣は専務酒井利吉¹⁸⁾,常務小出熊吉,取締役杉浦一郎,中山増次郎,小出好太郎¹⁹⁾,星野虎吉²⁰⁾,

18) 酒井利吉は明治5年7月埼玉県生れ,下谷区で愛実小学校を設立経営,明治34年共栄貯金創立時の常務・仙台支店長,共栄貯金銀行専務(幹部,p103),共栄貯金銀行100株主(20期,T13/6)

19) 小出好太郎(牛込区市谷田町2-22)は小出熊吉の義弟(人,こp7),小出熊吉の妻「阿く利」の父・小出嘉門の長男,明治6年東京に生れ,米国留学後,日本模造皮を創立経営,↗

監査役坂本善重，大石玄留，支配人芳村友之丞²¹⁾となった²²⁾。戸田専務なき後，「一時同行の営業方針に変化なきやを疑はれ」(T10 4.19内報)したが，後任専務の「酒井利吉氏専ら内部の充実主義を執りしたため，大正六年度以来毎期年五分の配当を持続」(T10 4.19内報)した。この時点では小出はまだナンバー 2 の座にとどまっていた。

9 年12月では本店神田区千代田町29，支店数31，資本金100万円，払込32.5 万円，諸積立金541,655円，定期預り金3,852,111，特別当座預り金1,677,273，普通預金4,009,351，手形・証書貸付8,023,574，所有有価証券924,367，営業用以外不動産94,643，繰越・当期純益金31,370円，配当年 5 %であった。(要 T10, p20) この時点では既に小出熊吉がトップの専務の座に就いていたが，彼の持株250株はまだ第 4 位であった。しかし義弟の小出好太郎を取締役に据えるなど，徐々に経営を私物化する傾向が見受けられる。その他の役員は常務中山増次郎，常務星野虎吉，取締役星野利吉，小出好太郎，監査役杉浦一郎，大石玄留，支配人芳村友之丞，非役員大株主 盛家亀次郎²³⁾353，戸田勝男²⁴⁾272，針生権十郎(仙台)267株であった(要 T10, p20)。

-
- ㄨ 家業の煙草元売捌業が官営化されて共栄貯金銀行に常務として入り，「資性剛毅，才気を温容に包みて現さず，世才に長じて居る」(幹部，p103)と評され，所得税67円(紳 T11，中 p186)，共栄貯金銀行常務のみ(要 T9 役下，p25)で50株主(20期，T13/6)
 - 20) 星野虎吉(函館区西川町 1)は東京出身，陸軍御用商として「斯界では相当鳴らした人物」(幹部，p103)であったが，共栄貯金銀行に入り長崎支店長を経て，常務として「本店に行務を統べて居る，資性温順，真面目を以て終始し，資産も却々ある人」(幹部，p103)と評された。共栄貯金銀行取締役のみ(要 T9 役上，p105，要 T10 役上，p129)105株主(20期，T13/6) 大正14年 8 月 4 日取締役辞任(23期，T14/12，p8)，皇国銀行150株主(T13/6)
 - 21) 芳村友之丞(神田区千代田町29)は三重県桑名の生れ，明治32年明治大学卒，軍籍を経て明治43年共栄貯金銀行に入り内務部長を経て支配人となり，72株主(20期，T13/6)，「法理に通曉せる事務的才器にして毎に内外の行務を処理して些も違算なく，同行の新智識」(幹部，p103)と評され，青島海運，日本特殊インキ，関東絹毛紡織各取締役(要 T10 役中，p23)，関東絹毛紡織監査役(要 T11，p131)を兼ねたが，大正14年 8 月 1 日共栄貯金銀行支配人辞職(23期，T14/12，p8)
 - 23) 盛家亀次郎(神田区岩本町 6)は東京市場建物，埼玉自動車各取締役(要 T11 役下，p226)
 - 24) 大正 5 年 7 月死亡(T10 4.19内報)した故戸田喜三郎専務の関係者か。株主名簿では篠原金七が後見人(20期，T13/6)

9年度では前期末に比して預金は増加し、当時帝国興信所も「基礎漸次強固となり、此種銀行としては内容比較的充実するものといふべし」(T10 4.19内報)とかなりの高評価をした。10年度末の預金高1,125.0万円は貯蓄銀行業界で 不動貯金銀行12,854.6万円、東京貯蔵銀行5,100.8万円、大阪貯蓄銀行5,025.4万円、川崎貯蓄銀行4,446.9万円、安田貯蓄銀行3,359.6万円、東京貯蓄銀行2,453.4万円、新潟貯蓄銀行1,203.9万円に次ぐ第8位に相当する上位行の一角を占めていた。(貯銀, p184~5)一応この頃までは、大手貯蓄銀行に次ぐ地位を保っていたことから、同行のビジネス・モデルも相応の機能を発揮していたことは間違いないだろう。

しかし昭和元年末の預金高は962.8万円に減少しており、貯蓄銀行業界の預金高順位も岡山合同貯蓄銀行、名古屋貯蓄銀行、内国貯金銀行、愛国貯金銀行などに抜かれて14位に転落するなど長期低落傾向は歴然としている(貯銀, p184~5)。そして翌昭和2年4月15日東京区裁判所から破産宣告を受けた。この間の専務・頭取として在任し、当然に業績不振・破綻の責任を負うべき小出熊吉についてその「虚業家」的ともみえる問題行動を以下に取上げたい。

Ⅱ．小出熊吉

1．小出熊吉の略歴

小出熊吉(京都市下京区室町姉小路西入ノ豊多摩郡中渋谷732)は明治元年9月10日東京府平民大関与四郎の次男に生れ、小出好次郎の義兄、明治26年5月先代小出嘉門の長女阿く利の入夫となり、家督相続(人, こ p6),「嘗って仁寿生命保険に在り、枢機に参与して大に努力しつつありしが後ち転じて(幹部, p103), 明治39年12月時点で本郷区元町2-66, 共栄貯金株式会社監査役のみ(要 M40, 役 p414),「実業界に入り、共栄貯金銀行の前身たる共栄貯金株式会社取締役たりしが、組織変更後、引続き常務取締役として同社京都支店を監督す」(人, こ p6), 共栄貯金銀行「常務取締役となり爾来京都支店長を兼ねて中国方面の行務発展に尽瘁し以て今日に至る。思想頗る堅実、斯界の老練家として名あり」(幹部, p103)と評された。関係した企業も数多く、関東絹

毛紡織監査役（要 T11, p131）, 10年5月恒産銀行が改称した皇国銀行代表取締役（要 T11, 役下 p28）, 共栄貯金銀行専務250株主（要 T11, p18）, 13年6月では旧80, 新170, 計250株主（20期, T13/6, p17）, カルチウム鉱泉取締役（要 T11, p124）, 八丈島興業, 相模窯業各取締役, 日本水電, 関東絹毛紡織各監査役（要 T11, 役下 p28）, 日本鋳釘取締役（要 T9, p67）, 木谷黒鉛電化監査役（帝 T11職, p422）等を兼ねた。また小出は昭和2年9月30日現在で東京渡辺銀行の97,952円の大口貸出先となっている²⁵⁾。

2. 「津下事件」での小出熊吉の行状

冒頭に紹介した「印紙魔」津下精一の投融資先の関係者として小出熊吉の名前は数か所に登場し, 反対政党からは政友会系「香川知事ノ一味徒党タル共栄貯金銀行専務ノ小出熊吉」（質問, p12）との位置付けが与えられている。具体的には 共栄貯金銀行への15万円の預金（T10 6 5九州）, 岡山県児島湾埋立工事, 東京煉瓦事業計画に1万円出資（T10 6 5福日）, 秋田県山本郡富根村の開墾事業, 大東銀行などである。このうち 津下が印紙15万円を「東京市神田区千代田町共栄貯金銀行ニ預入シ在リシヲ, 同銀行理事原口英雄カ之ヲ精一ニ渡シタ」（質問, p6）とされる。の岡山県児島湾埋立工事は名義上共栄貯金銀行が香川輝岡山県知事（津下の債務者）に出願したが, 「本件ハ香川知事カ精一ノ恩顧ニ酬ユヘク出願ヲ慫慂シタルモノニシテ...実際ノ権利者ハ精一」（質問, p12）「実際の出願者は 津下 精一なり」（事件, p6）とされた。以下 と を詳述する。

3. 秋田県山本郡富根村の開墾事業

津下精一は大正7年12月～10年1月の間に共栄貯金銀行専務小出熊吉との共同事業（T10 6 5大毎, 東日, 福日）である秋田県山本郡富根村開墾事業に最大で18万円（一説には15万円）を出資したと報道された。各紙により金額に差異があるが, 大毎, 東日, 福日では小出との共同事業に7万円出資したほか, 小出へ15万円を貸付けたとされた。津下は公判で秋田県の事業等に出資した理

25) 日本銀行（調査局）「東京渡辺銀行ノ破綻原因及其整理」昭和4年5月, 『日本金融史資料 昭和編』第24巻, 昭和44年, p455～

由を裁判長から訊問され、「森林鉱山開拓事業等、秋田方面が有利だと頭に感じたので、多く力をいれ...八年六月頃秋田青森福島方面に二十万円足らず投資」(T10.9.10法律)したと供述したが、津下が「曾て朝鮮全羅南道竹成里の金山調査を委託した」「秋田鉱山専門学校出身の鉱山技師」(T10.6.5大毎号外)が一連の秋田関連投資の背後にいたものと報じられた。衆議院での田中万逸代議士の質問によれば、秋田県由利郡森林開拓事業(2万円)、八郎潟開拓事業、斉内川水力電気、玉川毒水調査(2万円)、秋田県下六江村開拓事業(5千円)、秋田県下久喜村開拓事業(4千円)(T10.6.5河北)等を含めて、津下「ラシテ三十余万円ヲ支出セシメタル秋田事件」(質問, p10)で、八郎潟払下げを狙った津下は「先づ恩を施してある政友会代議士の某を通じて床次内相に近付き」(T10.6.5大朝)、床次「内相八岡山県知事香川輝ノ紹介ニヨリ精一二面会...大正八年初夏精一ノ事業ヲ援助スル目的ヲ以テ秋田県知事名尾良辰ニ対シ精一ヲ紹介」(質問, p10)するなど、「床次氏が便宜を計ってやった」(T10.7.26大毎)結果、津下は「マンマと払下げを受け」(T10.6.5大朝)たとする。秋田県知事「名尾氏の妻女が大阪の埋立事業家・平林甚輔²⁶⁾氏の親戚に当り、名尾氏は古賀廉造の親族になる」(T10.6.5大朝)という姻戚関係が背景にあり、八郎潟は平林、津下の共同事業とされた。(T10.6.5大朝)

一方の秋田県富根開墾問題等でも後述の大東銀行創立事件でも「骨を折ってゐた」(T10.8.6大毎)岡山県知事の「香川輝は種々の肝煎を為し」(事件, p6)たとされた。同事件の共謀者とされた他の被告も津下は「秋田県の開墾事業に投資して三十万円必要だが、之が設立さへすれば、前の二十万円を返す...私に経営して居る会社の枢要な地位にしてやるとの話もありました」(T10.9.10法律)と供述しており、将来は秋田県の開墾事業を会社組織にする予定であったことになる。

一方共栄貯金銀行側の記録では「頭取小出熊吉名義ヲ以テ秋田県山本郡富根

26) 平林甚輔は蔵内次郎作の横浜倉庫買占に關与した北浜取引員、綿布商、鉱山業、屋久島金山、大和の能勢川銅山50万坪を所有(T6.10.9内報)、大和鉱業社長、紀和索道取締役、合同土地信託監査役(要T9役下, p176)、備前鉄道取締役、帝国エレベーター製造監査役(要T10役下, p263)、大正11年1月大阪湾土地を設立し社長(帝信T14, p273)

村ノ村長ト契約シ、小出氏側ヨリ一切ノ費用ヲ支出シ、同村地内ノ原野山林畑二百〇一町歩ヲ水田ニ開墾シ、耕地整理ノ完了後、造田面積中八十町歩ノ分配ヲ受クル権利ヲ有シ、既二十数万円ヲ之ニ投資」(管財、p7)した。津下が18万円を出資したとすれば、小出名義での投資である十数万円はほぼ全額が津下からの資金であったことになる。10年津下事件発覚後、津下の所有権が登記されていた「秋田県富根村の土地(時価十万円)」(T10 6 5大朝号外)は津下所有の現金、印紙等とともに真っ先に通信省当局から差押えを受けた。その後共栄貯金銀行の破綻が近付くにつれ、資金難から「小出氏八近頃開墾ニ必要ナル経費ノ支出ヲ怠リ居リシニ付、村民側ハ債務不履行ヲ名トシテ契約ヲ解除セントスル意向デアリ、若シ然ルトキハ将来ノ利益モ亦過去ノ投資モ全然損失ニ帰スル」(管財、p7)ため、昭和2年4月15日破産宣告後、当該権利を継承した同行「破産管財人八屢々村民ト交渉シタル末、緊急已ムヲ得ザル費用若干金ヲ支出シテ、契約上ノ権利ヲ保全スルト同時ニ、百方該事業ヲ引受クベキ者ヲ物色シタルモ、適当ノ後継者ヲ得マセン」(管財、p8)とされ、処分が困難な物件であることが明白であった。なお『ニッ井町史』にはほぼ同時期に旧富根村の土地を「山木清氏が事業費を出し、開田工事を行なったが思わしくなく、その後何人もの人が取り組んだがことごとく失敗」²⁷⁾した上野土地改良区など、開墾に失敗した事例が記載されており、当地の開墾事業のリスクを示している。

4. 大東銀行

この大東銀行計画は一見荒唐無稽な絵空事のような印象が否めず、どこまで

27)『ニッ井町史』昭和52年、p318。なお旧富根村をも含む市川堰開墾事業でも新潟県の大地主市川辰雄が大正期に私費67万円を投じて市川合資として大規模な開墾に着手したものの、昭和7年に撤退、斉藤信託(斎藤家経営の仙台信託の俗称か)が肩代わりするなど、苦難が語り継がれている。なお『八郎潟干拓事業誌』では農商務省技師可知貫一が大正11年実地調査して纏めた可知案が戦後に実現した干拓計画の発想の骨子(八郎潟干拓事務所『八郎潟干拓事業誌』昭和44年、p1~3)とするが、大正11年以前の開発案には言及していない。また強い硫化水素を多量に噴出する有毒泉の渋黒温泉が上流で流れ込むため魚類が生息できない「玉川は毒水が流れて居ると云はれて居た為」(T10 6 5大毎号外)、津下が「大正八年七月秋田県六郷村の開墾事業を始める際には水源調査を行ふ必要があるとて、一万五千円を投じて当時我国に居た独人技師に委託し陸軍省に願って護衛兵を付して貰ひ調査をなし」(T10 6 5東日)た。

が真実なのかはかり兼ねる面もある。これは「北京政府財政部長李経珍^{ママ}から阪西中将²⁸⁾の手を経て、民国元年発行の公債七十万元を買収すれば、支那大東銀行設立を認可すると云ふ虚構の説を記し、八年十二月二十八日東京共栄貯金銀行専務小出熊吉、同主事原口英雄が北京に出張し、殆んど昔の七十万元を二十万元に買収せしめ、更に支那銅貨鑄造の特許を得たと称し、東京某寺住職大僧正小継達吉を合金学者と触れ込ましめ、津下を胡麻化さんとした」(T10 8. 7佐賀)ものとされた。しかし津下の長男の東洋が「支那に赴き、前記の公債を調べた所、同公債は未発行の物で紙屑同様の物と判り、其由を父精一に報告した」(T10 8 6大毎)ため、津下は一旦は出資を拒絶した。しかし南洋製糖社長で元樺太民政長官の平岡定太郎に密接に関連する「東京日支貿易商赤沢晋」(T10 8 7佐賀)らの「策士団は甘言を弄して一たびカブリを振った津下を納得させ、民国元年公債七十万元で二十万円を津下から引張り出し...赤沢一派は津下から取った二十万円で現在支那に大東銀行を設立」(T10 8 6大毎)したという。まるで雲を掴むような話のようでもあるが、現に「株式会社共栄貯金銀行整理案」に添付された昭和2年1月28日現在の同行のB/S資産の部には「大東銀行勘定」14,780円27銭が計上されており、同行から大東銀行側への資金移動の存在が確認出来る。小出ともども虚構の主役を演じたとされる原口英雄(赤坂区青山北町5丁目)も共栄貯金銀行理事・5株主(20期, T13 6), 関東絹毛紡織取締役(要 T11役上, p69), 大正14年1月辞任した岩田三平²⁹⁾の後任として皇国銀行取締役に選任(皇国27期, T14/6, p16), 15年5月28日共栄貯金銀行支配人を辞職(24期, T15/6, p7)した小出の側近中の側近とし

28) 坂西利八郎は明治3年12月16日坂西良一の長男に生れ、25年陸軍砲兵少尉、野戦砲兵第六連隊中隊長、参謀本部々員、野戦砲兵第一連隊付野砲兵第九連隊長等を歴任、「明治三十七年清国直隸総督遠世凱に招聘せられ、主として北京に駐在し、有数の支那通なり」(人, T7, はp10), とされ大正6年8月陸軍少将となり、「参謀本部付として枢機に参す」(人, T7, はp10)る一方で、北京駐在の支那軍事顧問、辺防軍を訓練した。山本四郎『坂西利八郎書簡・報告集』刀水書房、1989年、参照。

29) 岩田三平は埼玉県出身の小樽の木材商、道有林伐採で巨利を占め、大正5年三上豊夷、三井徳宝と北辰社を買収、内国通運取締役2,880株主、富士生命を乗取り「気質大胆、怪腕、我が儘ニシテ...利二敏」(昭和10年11月15日日銀小樽支店長報告、日銀#387)な「強カモノ」との評あり。

て実在の人物であった。衆議院で田中万逸代議士の質問によれば、津下からの横領金62.5万円を投下した「大東銀行創立事件」は古賀拓殖長官、平林甚輔や「常二精一ト暗号電報ヲ交換シ居タル…香川知事カ公務ヲ抛擲シテ精一ノ利権獲得幫助ノ為メ馳奔尽力シタル」(質問, p11)ものの一つであるとしている。しかし「大東銀行創立事件」は「司法官憲に於ては之を不問に付し、此不完全極まる予審調書に依り公判を続行し、頻りに之が予審を急ぐの態度を取る」(事件, p6)とされ、ほとんど内容は公開されないまま闇に消えた。

Ⅲ．皇国銀行買収

大正10年4月共栄貯金銀行重役はなんらかの局面展開を意図して「資本金二百万円の新銀行設立を計画中に在り、該銀行は全国神職と連絡を計り、神社の基本金を取扱ふ特殊の銀行にて、共栄貯金の別働銀行となす予定なるが、既に靖国神社、厳島神社、塩竈神社、其他各地の神職と諒解あれば近く認可申請を提出する運び」(T10 4.19内報)と報じられた。13年6月末でも株主には神宮奉斉会理事、同大垣本部長、愛知本部長、宮城本部、阿夫利神社、湊川神社宮司などの肩書ある株主が名を連ねており、ある程度各地の神職の賛同が裏付けられる。(皇国25期, T13/6)しかし共栄貯金銀行自身がすでに一般銀行業務を営んでいたから、別働銀行を必要とする必然性は乏しく、どのような成算があったのか甚だ疑問である。おそらく神職団体側にもともと存在した機関銀行構想に共栄貯金銀行側が乗っかっていったものかと推測される。その後新銀行設立の計画は既存銀行の恒産銀行を買収することに変更された。恒産銀行の前身は松谷元三郎が支配した朝日銀行³⁰⁾で、その後も目まぐるしい改称を繰り返した後に「貯金魔」高柳淳之助³¹⁾のパートナー大迫利亮らが経営していた。5年7月7日帝国実業銀行から恒産銀行へと「改称以来大いに活動せり、而して本行は株式会社富強世界社及び大迫商事株式会社などと姉妹会社にて、

30) 朝日銀行は拙稿「『虚業家』による泡沫銀行の利権保有と鉱業投資—松谷元三郎らによる朝日銀行、釧路炭砒への関与を中心に—」『彦根論叢』第360号、平成18年5月、参照。

31) 高柳淳之助とそのパートナーは拙稿「“虚業家”集団『高柳王国』の形成と崩壊—大衆資金のハイ・リスク分野への誘導と収奪—」『彦根論叢』第351号、平成16年11月、参照。

相当の地盤を有せり」³²⁾と自称したが、札付きの不良銀行と考えられる。

10年5月恒産銀行が皇国銀行と改称(変遷, p248), 東京市神田区鍋町, 資本金十万円全額払込, 「現在資本金二百万円ニ増資」(要 T11, p16) 代表取締役小出熊吉らであった(要 T11, 役下 p28)。12年末現在の『第三十回 銀行総覧』(大蔵省銀行編纂)には「株式会社皇国銀行 本店神田区鍋町 支店数 空欄 資本金2,000,000円, 資本金払込高575,000円, 設立年月日 明治29年12月10日, 代表者氏名 岩田三平³³⁾と、岩田三平に変更されている。昭和3年7月27日皇国銀行は「銀行法第二十三条及第二十七条に依り」(S3.10.28法律)営業免許取消(変遷, p248), 解散となった。清算人は岡田市治であった。(S3.10.28法律)

IV. 共栄貯金銀行の破産までの経過

大正10年7月1日共栄貯金銀行の小口債務者の一人である鈴木成作は693円の執行異論の反訴を提起した。また安井昌三より630円の債権支払訴訟を受けた。(T10.10.13内報) こうした訴訟が頻発する背景として、同行は旧無尽会社時代からの信用貸付金約31万円が回収困難であって、「少々其見込みありと認むる債務者に対しては嚴重なる督促を為しつつある…等の事情上、訴訟沙汰相垂ぎ、小口債務者の財産仮処分を受けるものも多数に上れる」(T10.10.13内報)ためであった。こうした事情から、帝国興信所は訴訟沙汰の「面倒も起り、内情可成り複雑を極め居る模様を観ぜらる」(T10.10.13内報)との警告に近い内容の業況を報じた。

11年12月29日京都市に本店を置き、大阪も地盤とし、高倉為三が実権を握っていた日本積善銀行が休業した³⁴⁾。この余波を受けて京和銀行、京和貯蓄銀行、報徳銀行、報徳貯蓄銀行、下谷銀行、高平銀行、四谷銀行、国民銀行、大

32) 前掲『大日本銀行会社沿革史』, p73

33) 大蔵省銀行局編『第三十回 銀行総覧』大正13年, p58

34) 日本積善銀行は拙稿「大正バブル期における起業活動とリスク管理—高倉藤平・為三経営の日本積善銀行破綻の背景—」『滋賀大学経済学部研究年報』第10巻, 平成15年12月, 参照。

分銀行などが12月にかけて順次休業に追い込まれた³⁵⁾。

こうした不穏な情勢の下で共栄貯金銀行も11年12月期には「不況時ノ常態トシテ一般銀行預金ハ漸減ノ趨勢ヲ示シ、貸付ノ回収ハ遅タトシテ行ハレサルノ現状ニアリ、本行此間ニ処シテ抄々預金ノ吸集ニカメタルモ、偶々年末ニ際シ関西ニ於ケル銀行ノ破綻ニ端ヲ発シタル銀行取付騒ハ意外ニ拡大シテ、一般ノ危念ヲ昂メ、本行亦其波及ヲ蒙リテ預金ノ引出シ夥シク…払戻高ハ一千七百七十七万七千余円ニ上」(17期, T11 .12, p 2) った。折しも共栄貯金銀行は11年12月31日現在例外的な「認可ヲ受ケザル株式」(17期, T11 .12, p19) として佐賀商工³⁶⁾@17 5円払込, 200株, 金沢電気軌道@40 0円払込, 50株を保有するに至った。(17期, T11 .12, p19)

この取付を契機として共栄貯金銀行は急速に資金の逼迫度を強めていったものと思われる。さらに12年9月1日関東大震災の「震火ニ因リテ、旧館及所有家屋ノ全部ト、新館ノ一部ヲ焼失シ、並ニ横浜代理店ヲ全焼…不幸預金者名簿ヲ焼失…十月下旬ニ至リ漸ク開店」(19期, T12 .12, p 2) する有様であった。

14年には無尽時代以来の古参重役・幹部の辞任が相次ぎ、8月には「同行には功勞の多い」(幹部, p103) 取締役星野虎吉, 「功の渺なからざる」(幹部, p103) 中山増次郎, 「同行の創立に携はり…同行柱石の一人として上下に信望篤」(幹部, p103) い監査役杉浦一郎, 明石梅吉, 支配人芳村友之丞がそれぞれ相次いで辞任・辞職するという異例の事態が生じた。(23期, T14/12, p 8 ~ 9)

辞任の内実の理由は未詳であるが、大量辞任の直前、14年7月7日臨時株主総会で取締役にならばそれまで当行との縁の乏しかった樋口美津雄, 吉野小一郎³⁷⁾, 竹友安治郎³⁸⁾, 監査役に清水孫乗, 渡辺種樹が一挙に選任(23期, T14/12, p

35) 『日本銀行調査月報』大正11年11月~12年1月『日本金融史資料 明治大正編』第21巻所収

36) 取得時期から見ておそらく田中猪作, 山口練一など佐賀貯蓄銀行事件関係者等への融資の担保流れと推測される。佐賀商工は大正8年6月佐賀市蓮池町に資本金100万円で諸物品売買其他を目的として設立され, 取締役は山口練一, 監査役は大中正澄ら(要 T9, p 7), 積立金1,100円, 利益金20,207円, 配当率12%(通覧, p1191)

37) 吉野小一郎(奉天千代田通2)は哈爾濱取引所専務理事, 中華煙公司代表取締役, 南武鉄道取締役(要 T11役中, p16, 帝信 T14, p 1)

7) されたという事実がある。

樋口美津雄(西巢鴨宮仲2149/京橋区北槇町14)は東京渡辺銀行の一般貸付先に1,407,768円貸出の会社員³⁹⁾として登場するが、本職は開業年月...の「貸金」(帝信 T14, p366),「金融仲介,開業不明」(帝信 S11, p419)で、若尾銀行の内部検査でも貸金・金融仲介業の「樋口美津雄氏ノ如キハ不良ノ質ヲ帯ブル相手」⁴⁰⁾と判断されていた。8年末に鈴木久次郎ら数人と東京ベルト工業発起人となったが、同社不成立のため創立費用5,6千円を一手に背負い込み、七十七銀行支店長の藤田茂より融通を受け、後に訴訟となった。(T11 8 6内報) 15年4月14日前述の別働隊たる皇国銀行頭取にも就任し、新株10,500株を保有する筆頭株主となった⁴¹⁾。

13年6月期までは持株はなかった樋口美津雄という「不良ノ質ヲ帯ブル」貸金・金融仲介業者が15年6月に旧150,新120,計270株の大株主に躍進し(24期, T15/6, p11),新株220株主の小出頭取を凌駕するとともに、14年7月7日仲間と思しき連中と取締役に就任し、小出頭取に次ぐ専務取締役となって実権を掌握しつつあることに古参役員多数が嫌気をさして連袂辞任した可能性が指摘できよう。この大量辞任のころから同行の資金調達ぶりには何故か異常さが目立つようになる。

同行は登記上15年4月17日本店土地建物を担保として近江銀行から巨額の643,232円87銭を借り入れた(管財, p7)ことになっているが、後年に就任した破産管財人は「此ノ貸借二付テハ容疑ノ余地ガアツタ」(管財, p7)として、借入の経緯などに関し相当に懐疑的であった。また著名な高利金融業者である乾新兵衛は15年12月2日共栄貯金銀行所有の全35の支店・代理店用不動産の中の大半を占める「二十九ヶ所二第一番抵当権ヲ設定」(管財, p6)し、20万円

38) 竹友安治郎(豊多摩郡渋谷町下渋谷163)は東海生命取締役支配人(要 T11役中, p62, 帝信 T14, p162)

39) 42) 前掲「東京渡辺銀行ノ破綻原因及其整理」, p455~6

40) 池上和夫「若尾銀行の破綻と銀行動揺」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』東京大学出版会, 平成13年, p206所収

41) 皇国銀行『第二十九期営業報告書』大正15年6月, p3, 「株主名簿」p1

（登記上は先取金利分を含み30万円）を融資した。

小出頭取の動静については破綻時に「目下病気で休んでゐる」との消息が新聞で伝えられているが、現に15年6月10日、6月25日の臨時株主総会で議長席に着いたのは本来の職責者たる小出頭取でなく、二度とも樋口美津雄専務であった。（24期、T15/6、p7）最も重要な総会議長職を樋口専務が代行していることから考え、小出頭取は健康上の理由等もあってすでに同行の実権を掌握できなくなっていた可能性もあろう。

さらに時期は未詳だが、「東京渡辺銀行ヨリ預金債権元利三十七万四千四百三十七円五十九銭ノ債権ヲ有スル旨届出ガアリ」（管財、p7）、東京渡辺銀行の「一般大口貸出内訳 昭和二年九月三十日現在」⁴²⁾でも小出熊吉（会社員）に対して97,952円の貸付が存在したことになる。また破綻後に破産管財人は小出への債権額に近似の「東京渡辺銀行二対シ貸金債権九万九千八百十八円五十銭ヲ譲渡シタ」（管財、p8）など同行側と東京渡辺銀行との債権債務関係はかなり複雑かつ法的に錯綜していたように思われる。

こうした一連の異常な事態を説明する一つの仮説として、「不良ノ質ヲ帯ブル」樋口美津雄が「其資金ヲ乾合名会社（又ハ乾新兵衛氏）ヨリ供給ヲ受ケ」⁴³⁾ていた「神戸市ノ乾新兵衛代理人西川末吉」⁴⁴⁾の場合と同様な「ブローカー」⁴⁵⁾であったと仮定すると、主人筋の乾新兵衛の意向を受け支店「二十九ヶ所第二一番抵当権ヲ設定」（管財、p6）するという過酷な条件を丸飲みする「乾新兵衛の番頭」（T15 3 8福日）と同様な役割を果たしたことになる。共栄貯金銀行では西川末吉の姿は資料面で確認できなかったが、姉妹関係にある皇国銀行では縁者と思しき西川得三・累ともども新株500株主⁴⁶⁾として、遅くとも13年6月期には登場しており、代物弁済等による取得など明らかに乾＝西川ラインの介入が存在し、何らかの積極的な意図を有していたことはうかがえる。おそら

43) 昭和4年7月 アキ 日付「念書」『山十製絲文書』S4-69、横浜開港資料館所蔵

44) 昭和8年（れ）第977号、昭和8年12月18日第一刑事部判決、事実、『大審院刑事判例集』第12巻下、p2363

45) 「素性調査」『山十製絲文書』S5-34、横浜開港資料館所蔵

46) 皇国銀行『第二十五期営業報告書』大正13年6月、株主名簿、p1

く同行が皇国銀行を買収した資金をはじめ、小出頭取の放漫な「虚業」関与等の調達先に乾らの高利資金が含まれていた可能性を示唆するものであろう。

むすびにかえて

以下は具体的な資料が未入手であって、既知の東京渡辺銀行における乾側の高利金融業者としての行動パターンからの類推であるが、ほぼ同時期に同様に破綻した東京渡辺銀行直系の渡辺倉庫の場合、乾新兵衛は義弟の「阿部純隆を同年七月十七日...社長に就任せしめ同会社の業務一切を担当しその実権を掌中に納め」⁴⁷⁾、渡辺倉庫社長の立場で阿部は乾との「契約書に基き前記倉庫其他一切の財産を現実に引渡さしめ...無資産となし全然其営業をなす能はざる損失を蒙らしめ、同会社を廃滅せしめ」⁴⁸⁾た。乾新兵衛はこの頃九州地区を例にとると大分銀行⁴⁹⁾、大分商業銀行、筑朝銀行、神崎実業銀行等の諸行に広く大口債権者として関与した。また乾が「関東方面の契約は西川末吉君を替玉に遣ふ」⁵⁰⁾といわれた西川末吉は乾合名の代理人と見做される人物で、買占めを意図した芸備銀行⁵¹⁾では昭和2年6月期に安黒一枝名義の3万株を引受け、第2位11,525株もの大株主となって総会を紛糾させている。

もし乾新兵衛が共栄貯金銀行でも大口融資先の東京渡辺銀行の場合と同様の戦略を採ったと仮定すると、配下と思しき金融ブローカーの樋口美津雄あたりを同行に送り込み、実権を掌握させた上で、自己に最も有利なように同行支店地所という優良担保多数を押さえ込み、債権金額に比して過大な第一順位の抵当権を設定させた荒っぽい筋書きも当然に想定される。樋口美津雄の名が東京渡辺銀行の貸付先にも登場し、共栄貯金銀行でも東京渡辺銀行との間に預金取引や貸金債権譲渡など錯綜した関係が生じている一見不可解な事実も、大口債

47) 48) 渡辺倉庫事件予審「決定書」(S5.12.6『岩手日報』)

49) 大分銀行は拙稿「湯布院・別府の観光開発の先駆者・小野駿一と油屋熊八」『滋賀大学産業共同研究センター報』第2号、平成15年6月、参照。

50) 石山賢吉『庄川問題』昭和7年、p161

51) 芸備銀行は拙稿「投機的資本家集団と銀行乗取—芸備銀行株主総会紛糾事件を中心として—」『彦根論叢』第312号、平成10年3月、参照。

権者である乾新兵衛が東京渡辺銀行と共栄貯金銀行の両行を完全に牛耳って、債務者として立場の弱い渡辺六郎や小出熊吉などに対して、債権の一部肩代わりや役員人事を含む様々な無理難題を次々に押しつけた結果と解することもできよう。また同時に共栄貯金銀行の創設メンバーともいうべき古参役員が樋口一派の跳梁跋扈を甘受する小出頭取にはついに堪忍袋の緒が切れて、永年の同志的關係と訣別したか、あるいは高利貸に食い散らされる直前に逃げ出したとも解釈可能であろう。いずれにせよ、共栄貯金銀行の事例は庶民金融機関として相応のビジネス・モデルを構築していたにもかかわらず、途中から「印紙魔」津下精一の「ベンチャー・ファンド」から投融資を受けて「虚業」に走り、最後は高利金融業者に支配されて破滅したビジネス・モデル変容の最悪例のひとつと考えられる。